

「行政手続コスト」削減のための基本計画

| | |
|-------|---------------|
| 省庁名 | 厚生労働省 |
| 重点分野名 | 営業の許可・認可に係る手続 |
| 局名 | 医政局 |

I. 病院、診療所、助産所、衛生検査所、施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）、歯科技工所等に関する手続

1 手続の概要及び電子化の状況

※ いずれの手続についても、窓口は都道府県等であり、電子化の状況は一概には把握していないが、ほとんど電子化されていないと思われる。

(1) 地域医療支援病院の業務報告書提出

手続の概要

地域医療支援病院の開設者は業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

(2) 病院、診療所、助産所、施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）、歯科技工所の開設の許可申請・開設の届出

手続の概要

病院、診療所、助産所、施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）、歯科技工所を開設しようとする者は、開設地の都道府県知事等（都道府県知事、保健所設置市長、又は特別区長。以下同じ。）に対して、開設許可の申請又は開設の届出を行う。

(3) 病院、診療所又は助産所の開設後の届出

手続の概要

病院、診療所又は助産所の開設の許可を受けた者は、病院、診療所又は助産所を開設したときに都道府県知事等に届け出なければならない。

(4) 病院、診療所、助産所、衛生検査所、施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）又は歯科技工所の変更の申請・変更の届出

手続の概要

病院、診療所、助産所、衛生検査所、施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）、歯科技工所の開設者は、その病院、診療所、助産所等について変更しようとするときは、都道府県知事等に変更の申請又は変更の届出を行う。

(5) 病院、診療所、助産所、施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）の休止の届出

手続の概要

病院、診療所、助産所、施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）の開設者は、その病院、診療所又は助産所を休止したときは都道府県知事等に届け出なければならない。

(6) 病院、診療所の再開の届出

手続の概要

病院、診療所の開設者は、その病院、診療所を再開したときは都道府県知事等に届け出なければならない。

(7) 病院、診療所、助産所、施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）、歯科技工所の廃止の届出

手続の概要

病院、診療所、助産所、施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）、歯科技工所の開設者は、その病院、診療所、助産所、施術所又は歯科技工所を再開したときは都道府県知事等に届け出なければならない。

(8) 診療所の開設者の死亡・失踪届出

手続の概要

診療所の開設者が死亡または失踪の宣告を受けたときは、戸籍法の規定による届出義務者は、その旨をその所在地の都道府県知事等に届け出なければならない。

(9) 病院又は診療所へのエックス線装置等の設置・変更・廃止届出

手続の概要

病院又は診療所の開設者は、病院又は診療所に診療の用に供するエックス線装置等を備えたとき、変更したとき、備えなくなったときは、所在地の都道府県知事等に届け出なければならない。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

いずれの手続も各都道府県等の HP から様式を入手して書類を作成することが可能であることから、以下の方法によりコスト削減を行う。

なお、いずれの方法も地方自治体の協力が不可欠である。

- ・ 各手続における事前相談について、対面以外の電話・メール対応を導入する。
→ 6%の削減

特に開設の手続においては、内容につき自治体と相談を行う場合が多い。相談を対面に限定している場合においては、電話・メールでの相談を導入することで、移動時間として1件あたり平均10分程度の削減が見込める。

- ・ 各手続について、書類提出を対面に限定している場合は、郵送での手続を導入する。
→ 4%の削減

特に許可を要する手続については、許可申請の書類提出を対面に限定している場合が多い。書類提出を郵送でも可とすることで、移動時間・待ち時間として1件あたり平均15分程度の削減が見込める。

- ・ 許可申請の場合、許可証の受領を対面のみでなく郵送でも対応する。
→ 4%の削減

許可を要する手続については、許可証交付を対面に限定している場合が多い。許可証交付を郵送でも可とすることで、移動時間・待ち時間として1件あたり平均15分程度の削減が見込める。

- ・ 各手続について、様式の記入例をHP等で公開する。
→ 11%の削減

各手続において、書類の作成作業において様式の記入例を用意することにより、記入の際に都道府県等へ記入内容や記入する内容の緻密さ等を問い合わせたり、調べたりする時間を省く。このことで、各手続1件あたり平均5分程度の削減が見込める。

以上の方策により、合計25%の削減が見込める。

また、上記の取組に加えて各手続の実施主体である自治体に対して、以下の見直しを並行して進めるように求める。

- ・ **提出書類・情報の見直し**
事業者が各種申請・届出等を行う際に、法令等で定めているもの以外の情報、特に、過去に提出されたものと同一の情報を再度求めることのないよう、地方公共団体へ周知及び協力依頼を行う（「同じ情報は一度だけの原則」）。
- ・ **真正性・本人確認の見直し**
これまで、真正性・本人確認のために事業者へ求めていた押印や電子証明の不要化について、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年1月16日 e-ガバメント閣僚会議決定）に基づいて、2017年度末までに策定される押印見直しに関する方針や、2018年度に計画されている、「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」の見直しを踏まえ、検討する。
- ・ **標準処理期間・審査基準の設定・公表等**
各種許認可申請に係る標準処理期間や審査基準等について、地方公共団体ごとに設定状況やホームページでの公表状況が異なるため、運用上のばらつき（いわゆる「ローカルルール」）の有無も含めて、各地方公共団体における実態の把握を行い、各種許認可事務において統一された運用がなされるよう、

地方公共団体に対して協力を依頼する。

- ・ 電子媒体の積極的な活用等
まずは現状で可能な範囲の取組として、例えば、押印等を必要としない添付書類を多数求める場合などにおいて、電子メールやCD-Rの送付等による提出を受け付けるなど、電子媒体を活用した手続を推進するよう、地方公共団体に対して依頼する。また、さらなる電子媒体の積極的な活用等の環境整備についても検討する。

本計画の対象となる手続の所管は自治体であるため、以上の取組を進めるにあたっては、自治体の理解と協力を得ることが不可欠である。

3 コスト計測

1. 選定対象と理由

Iの手続のうち、病院、診療所、施術所に関する手続についてコスト計測を行う。
これは、計測に係るコストを抑えつつ、全体の90%以上の行政手続コストを占めるため、上記のように選定する。

2. コスト計測の方法及び時期

地方自治体にサンプル調査を依頼し、申請にあたっての事前調整、書類作成、行政機関への往復時間、行政機関における待ち時間を集計し、これらの平均時間により年間の総作業時間を計測する。

コスト計測の時期については、平成29年度中の回答を求めた。

3. コスト計測結果

(1) 病院の開設許可

27,396時間(申請1件当たりの作業時間)×244件(年間手続件数)
=6,685時間(当該手続に関する年間総作業時間)

(2) 診療所の開設許可

13,846時間(申請1件当たりの作業時間)×5,774件(年間手続件数)
=79,947時間(当該手続に関する年間総作業時間)

(3) 診療所の開設届出

9,352時間(申請1件当たりの作業時間)×8,239件(年間手続件数)
=77,051時間(当該手続に関する年間総作業時間)

(4) 病院の構造設備等の変更許可

13,912時間(申請1件当たりの作業時間)×7,711件(年間手続件数)
=102,275時間(当該手続に関する年間総作業時間)

(5) 診療所の構造設備等の変更許可

22,02時間(申請1件当たりの作業時間)×3,067件(年間手続件数)
=67,535時間(当該手続に関する年間総作業時間)

(6) 診療所の変更届出

6,332時間(申請1件当たりの作業時間)×20,598件(年間手続件数)
=130,427時間(当該手続に関する年間総作業時間)

(7) 診療所の休止

3,232時間(申請1件当たりの作業時間)×1,232件(年間手続件数)
=3,982時間(当該手続に関する年間総作業時間)

(8) 病院の再開

3. 75 時間 (申請 1 件当たりの作業時間) × 254 件 (年間手続件数)
= 953 時間 (当該手続に関する年間総作業時間)

(9) 診療所の再開

6. 37 時間 (申請 1 件当たりの作業時間) × 303 件 (年間手続件数)
= 1, 930 時間 (当該手続に関する年間総作業時間)

(10) 病院の廃止

3. 232 時間 (申請 1 件当たりの作業時間) × 221 件 (年間手続件数)
= 714 時間 (当該手続に関する年間総作業時間)

(11) 診療所の廃止

3. 216 時間 (申請 1 件当たりの作業時間) × 8, 928 件 (年間手続件数)
= 28, 712 時間 (当該手続に関する年間総作業時間)

(12) 診療所の開設者の死亡・失踪届出

3. 432 時間 (申請 1 件当たりの作業時間) × 465 件 (年間手続件数)
= 1, 596 時間 (当該手続に関する年間総作業時間)

(13) 病院又は診療所へのエックス線装置等の設置届出

6. 766 時間 (申請 1 件当たりの作業時間) × 14, 220 件 (年間手続件数)
= 96, 213 時間 (当該手続に関する年間総作業時間)

(14) 病院又は診療所へのエックス線装置等の変更届出

6. 366 時間 (申請 1 件当たりの作業時間) × 6, 567 件 (年間手続件数)
= 41, 806 時間 (当該手続に関する年間総作業時間)

(15) 病院又は診療所へのエックス線装置等の廃止届出

3. 632 時間 (申請 1 件当たりの作業時間) × 10, 231 件 (年間手続件数)
= 37, 159 時間 (当該手続に関する年間総作業時間)

(16) 施術所の開設の届出 (あはき)

4. 183 時間 (申請 1 件当たりの作業時間) × 4, 358 件 (年間手続件数)
= 18, 230 時間 (当該手続に関する年間総作業時間)

(17) 施術所の変更の届出 (あはき)

3. 907 時間 (申請 1 件当たりの作業時間) × 6, 434 件 (年間手続件数)
= 25, 140 時間 (当該手続に関する年間総作業時間)

(18) 施術所の休止の届出 (あはき)

2. 818 時間 (申請 1 件当たりの作業時間) × 158 件 (年間手続件数)
= 445 時間 (当該手続に関する年間総作業時間)

(19) 施術所の廃止の届出 (あはき)

2. 818 時間 (申請 1 件当たりの作業時間) × 3, 062 件 (年間手続件数)

= 8, 629 時間 (当該手続に関する年間総作業時間)

(20) 出張のみの業務の開始の届出 (あはき)

2. 628 時間 (申請 1 件当たりの作業時間) × 2, 419 件 (年間手続件数)
= 6, 358 時間 (当該手続に関する年間総作業時間)

(21) 出張のみの業務の廃止の届出 (あはき)

2. 568 時間 (申請 1 件当たりの作業時間) × 1, 121 件 (年間手続件数)
= 2, 879 時間 (当該手続に関する年間総作業時間)

(22) 施術所の開設の届出 (柔整)

4. 167 時間 (申請 1 件当たりの作業時間) × 3, 511 件 (年間手続件数)
= 14, 629 時間 (当該手続に関する年間総作業時間)

(23) 施術所の変更の届出 (柔整)

3. 907 時間 (申請 1 件当たりの作業時間) × 6, 369 件 (年間手続件数)
= 24, 886 時間 (当該手続に関する年間総作業時間)

(24) 施術所の休止の届出 (柔整)

2. 818 時間 (申請 1 件当たりの作業時間) × 107 件 (年間手続件数)
= 302 時間 (当該手続に関する年間総作業時間)

(25) 施術所の廃止の届出 (柔整)

2. 818 時間 (申請 1 件当たりの作業時間) × 2, 368 件 (年間手続件数)
= 6, 673 時間 (当該手続に関する年間総作業時間)

Ⅱ. 再生医療等に関する手続

1 手続の概要及び電子化の状況

※ いずれの手続についても、提出様式をウェブサイトにて示しており、独自の電子システム上で提出様式を作成・編集し、厚生局へ郵送又は提出することとしている。また、添付書類については、電子システムにアップロードをすることにより、印刷・提出は不要としている。

(1) 再生医療等提供計画の提出

手続の概要

再生医療等を提供しようとする病院又は診療所の管理者は、再生医療等の提供に関する計画（以下、「再生医療等提供計画」という。）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 再生医療等提供計画の変更

手続の概要

再生医療等提供計画の変更をしようとする病院又は診療所の管理者は、あらかじめ、その変更後の再生医療等提供計画を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(3) 再生医療等の提供の中止の届出

手続の概要

再生医療等提供機関の管理者は、再生医療等提供計画に記載された再生医療等の提供を中止したときは、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(4) 厚生労働大臣への定期報告（再生医療等）

手続の概要

再生医療等提供機関の管理者は、再生医療等提供計画に記載された再生医療等の提供の状況について、定期的に厚生労働大臣に報告しなければならない。

(5) 特定細胞加工物の製造の変更届

手続の概要

特定細胞加工物の製造の許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更したときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(6) 特定細胞加工物の製造の届出

手続の概要

特定細胞加工物の製造の許可を得た者で、特定細胞加工物の製造をしようとする者は、製造を行う施設ごとに厚生労働大臣へ届出をしなければならない。

(7) 特定細胞加工物の製造の廃止届

手続の概要

特定細胞加工物の製造を廃止したときは、その旨を厚生労働大臣へ届け出なければならない。

(8) 厚生労働大臣への定期報告（特定細胞加工物製造）

手続の概要

特定細胞加工物製造事業者は、特定細胞加工物の製造の状況について、定期的に厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

※ 以下の（１）～（３）による取り組みを進め、申請者の作業時間の可能な限りの削減を目指す。

(1) 提出書類・情報のスリム化（平成 31 年度目途）

申請者の確認に不要な書類・情報の入手を求めているか検討を進める。

(2) 提出書類の真正性及び本人確認方法の見直し（平成 31 年度目途）

平成 29 年度内に整理される予定の押印見直しに関する方針等の政府方針を踏まえて、提出書類で求めている押印について、見直しの検討を進める。

(3) 書類提出コストの削減（平成 31 年度目途）

申請書の作成支援を行うための電子システムについては整備を進めてきたが、届出までオンラインで完結する仕組みの導入については、申請者側の負担の問題等もあるため、平成 29 年度内に整理される予定の押印見直しに関する方針等の政府方針を踏まえて、導入の検討を進める。